

# 山梨県造林補助事業竣工検査内規

令和8年3月31日森整第2169号

## 第1章 総 則

### (趣 旨)

第1条 山梨県造林補助事業実施要領（昭和62年9月9日森整第8-55号。以下「実施要領」という。）第1の3に規定する竣工検査（以下「検査」という。）は、山梨県造林事業費補助金交付要綱（昭和62年9月9日森整第8-54号）、実施要領、山梨県造林補助事業実施要領の運用について（平成3年5月8日森整第4-100号）、山梨県森林環境保全推進事業費補助金交付要綱（平成24年6月20日森整第290号）、山梨県森林環境保全推進事業実施要領（平成24年6月20日森整第290号）、山梨県森林環境保全推進事業実施要領の運用について（平成24年7月4日森整第611号）、山梨県森林作業道作設指針（平成23年3月22日森整第2064号）によるほか、この内規の定めるところによる。

### (検査員)

第2条 検査は、林務環境事務所長が命じた者（以下「検査員」という。）が行う。  
2 検査員は、厳正かつ公平に検査を行わなければならない。

### (検査の対象)

第3条 検査は、申請のあった施行地1カ所ごとに行う。

### (検査の認定)

第4条 検査の結果、当該施行地が実施要領の規定に適合しないものであるときは、竣工と認めず、不合格又は一部不合格である旨を申請者に通知する。  
2 前項の不合格又は一部不合格である施行地で当該年度内における一定期間内に手直しを行ったものについては、再検査を行う。

### (検査調書)

第5条 検査員は、検査した事項及び自らの氏名を造林事業竣工検査調書（様式1）に記入し、書類検査の結果については造林補助申請書審査表（様式2）に記入する。

### (検査調書等の保存)

第6条 造林事業竣工検査調書及びこれらに関する書類等（電磁的記録により作成されている場合を含む。）は、事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5カ年間保存する。

## 第2章 検 査

### 第1節 共通事項

(検査の趣旨)

第7条 検査は、その内容が実施要領に定める採択要件に合致していることを確認することを旨として行う。その際、施業の実施状況等、申請書により確認できない事項は、現地にて確認する。

ただし、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知。以下「環境保全実施要領」という。）の運用別表1のキ【オルソ画像による申請書類の省略】の規定によりオルソ画像等が添付された申請の場合は、第9条から第11条まで及び第17条から第22条まで並びに第29条に定める内容について、オルソ画像等で確認可能な場合は、現地での確認を省略できる。

(GIS等の活用)

第8条 検査に合格した施行地については、当該施行地の位置、区域、面積（検査により確定した面積。以下「査定面積」という。）等をGIS等で管理し、次回以降の補助金交付申請及び検査に活用することができる（GIS等で管理し活用できる情報について以下「GIS等登録情報」という。）。

2 GIS等登録情報のある施行地について申請があった場合、申請された施行地と当該施行地が同一であることを確認し、査定面積等にGIS等登録情報を利用することができる。

(施行地の位置確認)

第9条 申請書に記載された施行地の区域については、県の保有する森林計画図、地球測位システム（GNSS）、GIS等で確認する。

(施行地の区域確認)

第10条 申請書に記載された施行地の区域については、周辺林地の状況等により確認する。

2 施行地として認める区域は、現に施業対象となる樹種が植栽されている、又は地拵えが完了している区域とする。

3 環境保全実施要領に規定された以下の事業内容のうち、地表かき起こし、不用木の除去等一定の区域の一部に対して施業を行う場合、当該施業と一体として取扱う樹木を包括する森林の区域を施行地の区域とする。

- ・別表1の事業区分1【森林環境保全直接支援事業】のイ【樹下植栽等】、キ【除伐】、ク【保育間伐】、ケ【間伐】、コ【更新伐】
- ・別表1の事業区分2の(1)【森林緊急造成】のイ【樹下植栽等】、カ【除伐】
- ・別表1の事業区分2の(2)【被害森林整備】のイ【樹下植栽等】、キ【除伐】、ク【保育間伐】、ケ【更新伐】
- ・別表1の事業区分2の(3)【重要インフラ施設周辺森林整備】のイ【樹下植栽等】、キ【除伐】、ク【保育間伐】、ケ【更新伐】
- ・別表1の事業区分2の(5)【保全松林緊急保護整備】のイ【樹下植栽等】、カ【除伐】、キ【保育間伐】、ケ【更新伐】

(測量成果・面積の確認)

第 11 条 第 8 条 2 項の GIS 等登録情報がない場合又は同項において同一と認められなかった場合は、以下のいずれかの方法により、測量成果及び面積を確認する。

- (1) コンパス等による測量の場合は、2 個以上の測線又は対角線並びに方位角及び高低角を計測し、測量野帳等のデータの精度を確認する。なお、許容される誤差は、方位角及び高低角各 2 度、距離 5/100 とする。また、必要に応じて測量野帳等から面積の再計算を行う。
- (2) GNSS 等による測量成果の提出があった場合は、2 カ所以上の測点を選定し、その座標値を計測して精度を確認する。なお、許容される誤差は提出された測量成果の座標値と検査で計測した座標値との水平距離が 3 m 以内とする。また、必要に応じて測量野帳等から面積の再計算を行う。
- (3) オルソ画像等による場合は、提出されたオルソ画像とシェープファイルを GIS 等で比較し、施行地の位置等に差異がないことを目視で確認する。

2 前項による結果が、誤差の限度を超えるときは、検査員は申請者に再測量等を命じるものとする。

(実施本数の確認)

第 12 条 実施本数の検査は、施行地の面積規模により次項に定められた数の標準地を施行地内の標準とみなされる適宜の場所に設定し、その標準地ごとに、全植栽本数又は実施本数を計測する方法（以下「本数検査法」という。）により実施本数を確認する。なお、本数の査定は、その平均値をもって行うものとする。また、本内規に規定する標準地については、形状を 1 面の正方形あるいは円形とし、面積は 1 カ所 100 m<sup>2</sup>以上とする。ただし、除伐、保育間伐、間伐、更新伐の事業地に関してはこの限りでない。

2 標準地の設置数は、施行地の面積規模により次のとおりとする。ただし、除伐、保育間伐、間伐、更新伐の事業地に関してはこの限りでない。

- (1) 施行地面積 5 ha 未満の場合・・・1 カ所
- (2) 施行地面積 5 ha 以上の場合・・・2 カ所以上

(施業間隔及び重複申請の確認)

第 13 条 除伐、保育間伐、間伐及び更新伐の施行地においては、過去 5 年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐及び更新伐を実施していないこと、並びに一貫作業の施行地においては、過去 5 年以内に同一施行地において国庫補助事業による枝打ち、除伐、保育間伐、間伐及び更新伐を実施していないことを確認する。また、同一の施行地における同一の事業内容について、他の国庫補助事業を含めて複数回の申請がされていないことを確認する。

(森林所有者及び造林地の地番)

第 14 条 造林地の森林所有者及び地番を確認し、その確認方法を造林事業竣工検査調書に記入する。

(事業主体等の確認)

第 15 条 事業主体の要件等について、以下の書類等により確認する。また、事業の実施

に同意していることについて、無作為に抽出した森林所有者等に対して確認するものとする。無作為抽出の方法は、乱数表などによるものとするとともに、抽出に当たっては検査員以外の職員が行うものとする。

(1) 事業主体としての要件を満たしていること。

ア 環境保全実施要領別表 4【査定係数】に係る次の書類等

(ア) 認定された森林経営計画等

(イ) 人工造林及び樹下植栽等については、伐採及び伐採後の造林の届出書の写し又は森林経営計画等に係る伐採等の届出書等の写し若しくは伐採及び伐採後の造林の届出を要しなかったことを示す書類等

イ 環境保全実施要領別表第 1 の事業区分 2 の(1)【森林緊急造成】、(2)【被害森林整備】のア～シ、(3)【重要インフラ施設周辺森林整備】及び(4)【林相転換特別対策】の事業に係る申請の場合は、森林所有者等との間で締結した協定書の写し

ウ 事業主体が森林法施行令第 11 条第 7 号に掲げる特定非営利活動法人等である場合は、施業実施協定書の写し

エ その他、事業主体の要件を満たすことを示す団体の規約の写し等

(2) 事業主体が森林所有者でない場合若しくは分収林契約に基づく造林者又は育林者として事業を実施する者である場合において、当該事業を実施する権限を有していること。

ア 森林所有者との受委託契約により事業を実施した場合は受委託契約書の写し(事業主体が森林経営計画の認定を受けた者である場合を除く。)

イ 森林所有者等による整備が進み難い森林等について、分収方式による森林施業、同方式解除後の森林施業又は市町村のあっせんによる森林施業を実施した場合は分収林契約等の写し

ウ その他、事業主体が事業を実施する権限を有することを示す協定書、同意書の写し等

(3) 環境保全実施要領第 8 第 2 項【第三者への委任】により事業主体からの委任による補助金の交付申請及び受領(以下「代理申請」という。)が行われた場合又は事業主体が事業主体以外の者に委託若しくは請け負わせて作業を実施した場合には、当該委任等の関係が存在すること。

ア 事業主体からの代理申請に係る委任状の写し

イ 事業主体と作業を実施した者との委託又は請負契約書の写し

(4) (1)～(3)における契約書、協定書、同意書等については、原則として森林所有者等の自筆署名によること(ただし、契約日が平成 30 年 4 月 1 日以降のものに限る。)

(現場監督費及び社会保険料等の確認)

第 16 条 環境保全実施要領第 10 第 3 号のイ【共通仮設費】において、衛星通信機器等の活用により緊急連絡体制の確保等を行い、標準単価に直接費の 1%に相当する額を加算する場合は、連絡体制図等で通常の携帯電話等以外の衛星通信設備を活用していることを確認する。

2 同号のイ【間接費の加算】による施行地においては以下を確認する。

- (1) 現場監督費（現場労働者が雇用者により実施された場合）及び社会保険料等に係る労災保険料等の加入状況については、社会保険等の加入状況調査表に基づき、保険料の払い込み済み証明書等により確認する。
- (2) 現場労働者の中に個人受託者が含まれる場合にあつては、当該個人受託者に対する実質的な管理・監督の状況の記録を確認する。
- (3) 下刈りにおける熱中症対策として、間接費に標準単価の1%に相当する額を加算する場合は、事業実施期間の過半以上が加算対象期間に含まれていることを確認する。

## 第2節 施業種ごとの検査事項

（人工造林及び樹下植栽等の検査）

第17条 人工造林及び樹下植栽等については、次により確認する。

- (1) 地拵えについては、伐採及び刈払い並びに倒木、刈払い物の整理が、その後の保育作業の実行に支障がなく成林可能な程度に実施されていることを確認する。
- (2) 植栽本数とは、施行地に実際に植栽されている苗木（枯損苗を含む。）の本数を、現地で確認した数量をいう。植栽本数は、次のいずれかの方法により確認する。
  - ア 施行地内の任意の植列において植栽木 11 本の間延及びその植列に直角の方向に 11 列の間延をそれぞれ計測し、苗間・列間距離の平均値を求め、早見表により植栽本数を算出する方法又はこれに類する方法。
  - イ 本数検査法。
- (3) 枯損率については、(2) ア又はイの検査対象本数の内の枯損苗の本数を計測し、枯損苗本数／植栽本数により算出する。
- (4) 合格本数とは、(2)ア又はイで確認した植栽本数のうち、適切に植栽作業が行われたと認められる本数をいう。この場合、検査時に枯損している苗木であっても、植栽作業自体が適正に実施されたと判断できるものは植栽本数に含めることができるものとし、枯損率が 20%未満であれば、当該植栽本数をもって合格本数とする。
- (5) 1 施行地に適用標準単価の異なる 2 樹種以上が植栽されている場合には、計測又は本数比により面積を按分して区分する。
- (6) 入荷本数とは、苗木受払簿等により樹種及び本数を確認した、施行地に搬入された苗木の本数をいう。苗木以外の資材については購買伝票等により商品名及び数量を確認するものとする。合格本数と入荷本数を比較し、両者のうち少ない方を当該施行地の査定本数とする。なお、入荷本数及び合格本数の確認結果は、苗木本数調査表（様式 3）に記入する。
- (7) 樹下植栽等の施業のうち、地表かき起こしについては、地表かき起こしの状況を確認するとともに、支障木除去、不良木淘汰及び不用萌芽の除去については、本数検査法により検査する。
- (8) 補植については、補植前の枯損率を写真等により確認するとともに、補植状況について本数検査法により補植率（補植本数／補植後の植栽本数）を確認することに加え、苗木受払簿等により購入した苗木の本数が補植本数を上回っていないことを確認する。
- (9) 松林保護樹林帯造成の特殊地拵えについては、本数検査法により、樹種、伐根径

及び伐根数を調査する。

また、松林保護樹林帯造成の特殊地拵えにおける前生樹処理材積については、申請本数及び申請平均直径と、検査本数及び検査平均直径をそれぞれ比較し、いずれか少ない方の数値を査定本数及び査定平均直径として、前生樹処理材積調査表（様式4）に記入するものとする。

なお、伐採木の搬出材積については、原則として出荷先の入荷伝票、出荷伝票等により確認する。ただし、これにより難しい場合は、はい積写真及び検知野帳等により確認する。

#### （下刈りの検査）

第18条 下刈りについては、雑草木により植栽木の生育が阻害されないように刈払いが行われているかを確認する。

#### （雪起こし及び倒木起こしの検査）

第19条 雪起こし及び倒木起こしの本数については、本数検査法により、雪起こし本数率（雪起こし本数／現存生立本数）及び倒木起こし本数率（倒木起こし本数／現存生立本数）を確認する。査定面積は、雪起こし本数率又は倒木起こし本数率×被害区域面積により求める。

2 被害区域面積は、被害木のある森林面積とし、小班又は同一の施業が可能な区域を単位とする。

#### （除・間伐等の検査）

第20条 除伐（刈払機を使用する場合に限る。以下「標準除伐」という。）については、不用木の除去が植栽木の生育を促進するための適切な作業配慮をもってなされているかを踏査により検査する。

2 除伐のうち侵入竹除去、保育間伐、間伐等の不良木の淘汰の本数については、本数検査法により、施行地の面積1ha未満の場合は1カ所以上、1ha以上3ha未満の場合は2カ所以上、3ha以上5ha未満の場合は3カ所以上、5ha以上の場合は4カ所以上で行い確認する。

なお、標準地については、形状を1面の正方形、長方形あるいは円形とし、面積は1カ所50㎡以上とする。

また、侵入竹除去を除き、保育間伐、間伐等の伐採率については、本数検査法により標準地内の「伐採本数／（残存本数+伐採本数）」等により算定し、確認するものとする。

3 不用木の除去（標準除伐を除く）及び不良木の淘汰後の枝払、玉切、片付の実施率については、前項の検査区域内（不用木の除去（標準除伐を除く）のみを実施した施行地にあつては、本数検査法により設定する区域内）において確認する。

4 間伐等における伐採木の搬出材積については、原則として出荷先の入荷伝票、出荷伝票等により確認する。ただし、これにより難しい場合は、はい積写真及び検知野帳等により確認する。

(保育間伐の検査)

第 21 条 12 齢級を超える林分で行った保育間伐については、前条第 2 項の本数検査法に加え、平均胸高直径調査表に基づき、伐採した不良木の胸高直径の平均が 18cm 未満であることを確認する。

(更新伐の検査)

第 22 条 更新伐については、次により確認する。

- (1) 前生樹の伐倒及び巻枯らし等作業方法の適否を確認するとともに、第 20 条第 2 項の規定を準用し本数及び伐採率を確認する。
- (2) 更新伐における伐採木の搬出材積については、第 20 条第 4 項の規定を準用し確認する。
- (3) 事業実施の翌年度から起算して 2 年を経過した時点で更新状況を確認する。

(枝打ちの検査)

第 23 条 枝打ちについては、作業方法の適否を確認するとともに、本数検査法により実施率（実施本数／現存成立本数をいう。以下同じ。）を確認するとともに次の各号について確認する。

- (1) 植栽木の生枝の打ち幅が 1 m 以上実施されていること。
- (2) 「枝打ちⅡ」単価を適用する場合は、打ち高の上端から 50 cm 下がった高さが 2 m を超えることを確認する。

(鳥獣害防止施設等整備の検査)

第 24 条 鳥獣害防止施設等整備については、施行地の状況等について確認するものとし、その方法等は次のとおりとする。

(1) 剥皮防護資材設置

第 20 条第 2 項の規定を準用し、設置本数を確認する。

(2) 忌避剤散布

第 12 条の規定を準用し、施工本数を確認する。

(3) 獣害防護柵

① 検査は、規格・構造等について、山梨県造林補助事業標準単価一覧表に付属する標準仕様に準じているか確認するものとする。

② 延長はメートル縄等を使用し、2 個以上の測線の斜距離を測定するものとする。

(4) 食害防護資材設置

第 12 条の規定を準用し、設置本数を確認する。

2 当該付帯施設等整備と一体的に実施するとしている施業が、現に実施又は予定されていることを確認する。

(森林作業道の検査)

第 25 条 森林作業道については、山梨県森林作業道作設指針（以下「作設指針」という。）第 2 に規定する各項目と照合し、検査を行うものとする。なお、検査後は、作設指針第 5 の別紙 1 「森林作業道の作設に係るチェックリスト」（検査職員用）を造林事業竣工検査調書に添付するものとする。

- 2 当該森林作業道の整備と一体的に実施するとしている施業が、現に実施又は予定されていることを確認する。
- 3 延長及び幅員の検査は、延長 200m ごとに 1 カ所以上（延長にあつては、1 測点間）を実測により行うものとする。
- 4 前項による延長の検査結果が、次の各号に掲げる誤差の限度を超えるときには、検査員は申請者に対し再測量を命じるものとする。
  - (1) コンパス等による測量の場合は、距離の誤差が 5/100
  - (2) GNSS 等による測量の場合は、申請時の測点との水平距離が 3.0m 以内

(衛生伐の検査)

第 26 条 衛生伐については、伐倒破砕、伐倒くん蒸、伐倒薬剤処理その他材積が事業量として計上されるものを対象とし、伐倒本数の 1/100 以上に相当する本数を抽出して検査を行うものとする。ただし、抽出本数が 3 本に満たない場合は 3 本とし、100 本を超える場合は 100 本を上限とすることができる。

- 2 検査にあつては、胸高直径及び樹高を測定するものとする。ただし、焼却等により胸高直径等の測定が困難な場合は、伐根直径による推定その他これに準ずる方法により確認することができる。

(花粉発生源対策促進事業の検査)

第 27 条 花粉発生源対策促進事業については、第 17 条、第 20 条及び第 25 条の規定を準用し、当該事業種に係る各作業種について確認する。

- 2 林業種苗法（昭和 45 年法律第 89 号）第 18 条の規定に基づき苗木に添付された生産事業者表示票又は配布事業者表示票（ただし、スギ及びヒノキについては、花粉の少ない苗木であることを示す種穂の採取場所や品種名が記載されているものに限る。なお、林業種苗法施行令（昭和 45 年政令第 194 号）第 1 条で定める樹種以外の樹種にあつては、樹種が確認できる書類とする。）を確認する。

(薬剤散布の検査)

第 28 条 薬剤散布については、使用された薬剤及び資材の種類、使用量、作業方法の適否を確認する。

(林齢の検査)

第 29 条 林齢については、当該施行地の植栽時の造林事業竣工検査調書等、森林簿又は伐根の年輪等により確認する。

(その他の検査)

第 30 条 その他、規定のない施業種については、当該施業の目的とする効果が発揮できることを確認する。

### 第 3 節 現地での確認

(現地確認の手法)

第 31 条 第 7 条の規定により現地確認を行う場合は、次により実施する。

なお、信頼性を確保するため、現地確認の実施箇所については、無作為に抽出することとし、無作為抽出の方法は、乱数表などによるものとするとともに、抽出に当たっては検査員以外の職員等が行う。

環境保全実施要領別表 1 の事業規模の要件を満たす施行地のまとまり（以下「申請単位」という。）の数に応じ、次の方法により抽出された施行地にて実施する。

ア 申請者の 1 申請に係る申請単位の数が 1 つである場合は、当該申請に係る施行地数の 1/10 以上に相当する数の施行地を無作為に抽出した施行地

イ 申請者の 1 申請に係る申請単位が複数ある場合は、あらかじめ申請単位数に応じ無作為抽出する申請単位数を定め、無作為抽出された申請単位において、1 申請に係る総施行地数の 1/10 以上に相当する施行地を無作為に抽出した施行地

2 前項により現地確認を実施した施行地の造林事業竣工検査調書には「現地確認」と記入し、施業図又は造林事業竣工検査調書に下記事項を朱線で記入する。ただし、GNSS データが記録された検査写真等により検査位置を特定することが出来る場合は、当該データを整理し、朱線と同程度の可読性を担保することで省略することができる。

- (1) 検査員が検査のため踏査した経路
- (2) 検測した線又は検測点
- (3) 標準地又は検定した苗間列間のおよその位置

3 現地確認において疑義が認められた場合は、第 1 項を適用しない。

4 森林作業道の施行地については、第 1 項の規定による無作為抽出による現地確認の省略を適用せず、すべての施行地について現地確認を実施する。

（現地確認の体制）

第 32 条 現地確認を行う場合は、その信頼性等を確保するため、2 名以上の体制により実施する。ただし、GNSS の位置情報等を活用して確実に現地確認を行ったことが確認できる場合は、1 名での体制により実施できる。

（立 会）

第 33 条 現地確認は、原則として申請者若しくは代理申請者又はそれらの代理人を立会させて行う。

（写 真）

第 34 条 現地確認を行った際には、検査員及び立会人並びに検査状況（測量成果の検査状況、伐採本数、施行状況等）の写真撮影し、造林事業竣工検査調書に添付しておくものとする。なお、これらの写真は、原則として GNSS データが記録されたものとする。

附 則

1 この内規は、令和 8 年度事業（令和 7 年度繰越事業含む）から適用する。



## 造林補助申請書類審査表

		審査者	印	
審査書類			審査確認	
審査項目		摘要	適否	番号
(1) 共通申請	ア 実績報告書	正		
	イ 造林地実測図	写		
	○ウ 納税対応状況報告書	正		
	エ 搬出材積集計表（搬出材積資料（伝票等）の写しも添付）	正		
	オ 社会保険等加入実態状況調査表	正		
	カ 造林地位置図	正		
	☆キ 完成状況写真（作業等状況、完成状況、はい積等状況）	正		
	ク 測量野帳	写		
	△ケ 下刈り箇所事前現地確認表	写		
	△コ 下刈り必要性資料	正		
(2) 委託造林 (1)のほか 必要なもの	ア 委託契約書（委託の内訳書、委託者一覧表を含む）	写		
	※イ 見積書	—		
	※ウ 仕様書	—		
	※エ 図面	—		
	□オ 検査調書	写		
	◎カ 森林組合等受託造林で森林所有者が所有山林の造林事業の作業に従事している場合の採択に係るチェック表	正		
(3) 代理申請 (1)のほか 必要なもの	ア 造林者資格確認 課税証明書（その他地上権、借地権等の権原を証する書類）	写		
	イ 委任状及び精算依頼書	写		
	※ウ 造林事業完了届	—		
(4) 協業体造林 (1)(3)のほか 必要なもの	ア 協業体規約	写		
	イ 議事録	写		
	ウ 構成員資格確認書	写		
	エ 代表者資格確認書	写		
(5) 査定因子 関係等	※ア 森林経営計画	—		
	※イ 経営管理実施権配分計画又は権利集積配分一括計画	—		
	※ウ 特定間伐等促進計画	—		
	※エ 事前計画	—		
	※オ 森林所有者等との協定書（特定機能回復）	—		
	※カ 森林施業協定書（特定非営利法人等）	—		
	※キ 要間伐森林			
	※ク 松くい虫被害対策地区実施計画	—		
ケ 伐採及び伐採後の造林の届出書	写			
(6) 森林作業道 (1)(2)(3)(4)の ほか必要な もの	ア 森林作業道チェックリスト（路線計画用、施工オペレーター用）	写		
	イ 造林補助事業執行上の留意事項2の③の様式1及び必要図面	写		
林務環境事務所作成 の書類	ア 申請書類審査表	正		
	イ 苗木本数調査表	写		
	ウ 前生樹処理材積調査表	写		
	エ 造林事業竣工検査調書	正		
	オ 森林作業道チェックリスト（検査職員用）	正		
施業履歴	間伐・更新伐施行地における施業間隔の確認	—		

(注) 1 ※印の書類は、審査者が審査し提出の必要はない。

2 審査の結果、要綱及び要領等に適合していると認めた書類は審査確認欄の適否の項○印を記入する。

3 (5)のアについては、番号欄に台帳番号又は認定年月日及び番号を記入する。

4 ☆印の書類は、  
搬出間伐については、完成状況写真及びはい積等状況写真を、森林作業道整備については、作業等状況写真及び完成状況写真を、薬剤塗布等検査時において現地確認が困難な作業種については、作業状況等の判る写真を添付する。

5 □印の書類は、市町村及び森林整備法人が実施主体である場合について添付する。

6 ○印の書類は、市町村が実施主体の場合は添付不要。

7 ◎印の書類は、森林組合等受託造林で森林所有者が所有森林の造林事業の作業に従事する場合のみ添付する。

8 △印の書類は、令和4年度以降に植栽した箇所における4回目以降の下刈りを実施する場合は添付する。



